

遺言書

第1条 遺言者は、その所有する次の土地、建物及び動産を遺言者の妻広島花子に相続させる。

1 土地

所在 広島県広島市中区〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

地目 宅地

地積 300平方メートル

2 建物

所在 同所同番地

家屋番号 〇〇番〇

種類 居宅

構造 木造2階建

床面積 1階 〇〇.〇〇平方メートル

2階 XX.XX平方メートル

3 動産

第2項建物内の動産

第2条 遺言者は、遺言者が有する以下の預金を長男広島太郎に相続させる。

A 銀行 B 支店の広島一郎名義の預金全額

第3条 遺言者は、遺言者が有する C 銀行 D 支店の預貯金と、遺言者の飼い犬ポチとを、遺言者の知人である八丁堀法子（広島市中区〇町〇丁目〇番〇号、昭和〇年〇月〇日生）に、次項の負担付きで遺贈する。

2 受遺者八丁堀法子は、生涯にわたり、遺言者の飼い犬ポチを終生飼育し世話をすること。

第4条 遺言者の二男広島次郎から遺留分減殺請求があったときには、まず第2条により長男広島太郎に相続する財産から減殺するものと指定する。

第5条 遺言者は、この遺言の執行者として、次の者を指定する。

広島県広島市中区上八丁堀 4 番 27 号上八丁堀ビル 703

弁護士 山下 江

コメントの追加 [A1]: 相続人でない者（受遺者）に対して、一定の義務を負わせて遺贈することもできます。

コメントの追加 [A2]: 妻の相続する財産を遺留分減殺請求から守りたい場合にはこのような定めが有効です。

コメントの追加 [A3]: 負担付き遺贈をする場合は、遺言執行者を選任しておくべきです。受遺者が遺贈を受け取ったが、負担の履行をしない（ペットの世話をしない）ことがあり得るからです。

昭和〇年〇月〇日生

- 遺言執行者に対する報酬は、遺言者と弁護士山下江との間の報酬約定書に定める額による。

平成〇〇年〇月〇日

遺言者 広 島 一 郎 ㊤

なお、私は本遺言書第3条で、私の飼い犬ポチを八丁堀法子さんに託しました。八丁堀法子さんには、どうか、私の大切な飼い犬をずっと可愛がってくださるよう、心からお願いいたします。

コメントの追加 [A4]: このような遺言者の気持ちを記すことも可能です。